

第1条(事業の目的)

社会福祉法人みやび会が運営するグループホームふじの里(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる職員(以下「職員」という)が、要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

事業所の介護職員は、要介護者であって認知症の状態にある者に共同生活住居におき家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

第3条(事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム ふじの里
- 二 所在地 群馬県藤岡市中大塚607-1番地

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 管理者は、事業所の職員の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 介護職員 13名(常勤12名、常勤又は非常勤1名)
介護職員は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当る。
- 三 計画作成担当者 介護支援専門員2名(管理者又は介護職員と兼務)
計画作成担当者は、利用者の状況に応じ認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

第5条(利用定員) 事業所の利用定員は、18名とする。

第6条(認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等(利用者と一緒に行うよう努める。)
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活上で必要な行政機関への手続等
- 五 通所介護又は通所リハビリテーションの活用
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

第7条(利用料等)

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等で定められた割合の額とする。前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- ① 食材料費
- ② 理美容代
- ③ おむつ代
- ④ 部屋代
- ⑤ 光熱水費
- ⑥ 日常生活品費(希望あれば実費)

第8条(入居に当たっての留意事項)

利用者は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書等を提出すること。
- 二 利用者は努めて健康に留意すること。
- 三 健康状態に異常がある場合には、その旨事前に申し出ること。
- 四 浴室を利用する際には、浴室利用規程を遵守すること。
- 五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第9条(非常災害対策)

- 一 職員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 二 管理者は、防火管理者を選任する。
- 三 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 四 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

第10条(その他運営に関する重要事項)

事業所は、介護職員の質的向上のため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヵ月以内 二 継続研修 年1回 三 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 三 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 四 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 五 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
 - 六 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 附 則 この規程は、平成17年8月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。(指定介護予防認知症対応型共同生活介護追加)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。(増築により定員等の変更)
この規定は、平成27年8月1日から施行する。(制度改正に伴う負担割合の変更)